

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令 新旧対照表

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一〇五十三 (略)</p> <p>五十四 (略)</p> <p>五十五 エチルニ―「―(五―フルオロペンチル)― ―H―インダゾール―三―カルボキサミド〕―三―メチ ルブタノアート及びその塩類</p> <p>五十六 (略)</p> <p>五十七〇百 (略)</p> <p>百一 (略)</p> <p>百二 一―(三・四―ジメトキシフェニル)―二―(メチ ルアミノ)プロパン―一―オン及びその塩類</p> <p>百三 (略)</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一〇五十三 (略)</p> <p>五十四 N―エチル―四―ヒドロキシ―N―メチルトリ タミン及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>五十五 N―エチル―N―「二―(五―メトキシ―H― インドール―三―イル)エチル」プロパン―一―アミン 及びその塩類</p> <p>五十六〇九十九 (略)</p> <p>百一 一―(三・四―ジメトキシフェニル)―二―(ピロリ ジン―一―イル)ペンタン―一―オン及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>百二 二―(二・五―ジメトキシフェニル)―N―(二―</p>

百四〇百九 (略)  
百十 (略)

百十一 二― (ナフタレン―ニ―イル)―ニ― (ピペリジ  
ン―ニ―イル) 酢酸エチルエステル及びその塩類  
百十二 (略)

百十三〇百八十 (略)  
百八十一 (略)

百八十二 一―ペンチル―N― (キノリン―八―イル)―  
一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類  
百八十三 (略)

百八十四〇百九十六 (略)  
百九十七 (略)

百九十八 二― (四―メチルフェニル)―ニ― (ピペリジ  
ン―ニ―イル) 酢酸メチルエステル及びその塩類  
百九十九 (略)

二百〇〇二百二 (略)  
二百三 (略)

メトキシベンジル) エタンアミン及びその塩類

百二〇百七 (略)

百八 一― (二・四・六―トリメトキシフェニル) プロパ  
ン―ニ―アミン及びその塩類  
(新設)

百九 二― (ナフタレン―ニ―イル)―ニ― (ピペリジ  
ン―ニ―イル) 酢酸メチルエステル及びその塩類

百十〇百七十七 (略)

百七十八 一― (ベンゾフラン―五―イル)―N―メチル  
プロパン―ニ―アミン及びその塩類  
(新設)

百七十九 一―ペンチル―N― (ニ―フェニルプロパン―  
ニ―イル)―一H―インダゾール―三―カルボキサミド  
及びその塩類

百八十〇百九十二 (略)

百九十三 一― (一―メチルピペリジン―ニ―イル)  
メチル―一H―インドール―三―イル (ナフタレン  
―一―イル) メタノン及びその塩類  
(新設)

百九十四 一― (四―メチルフェニル) プロパン―ニ―ア  
ミン及びその塩類

百九十五〇百九十七 (略)

百九十八 メチル―ニ― (一― (四―フルオロベンジル)  
―一H―インダゾール―三―カルボキサミド)―三―メ  
チルブタノアート及びその塩類

二百四 | メチル||二―|「一―|(四―フルオロベンジル

|)―|H―インドール―三―カルボキサミド|―三

・三―ジメチルブタノアート及びその塩類

二百五 | (略)

二百六―二百四十五 | (略)

(新設)

百九十九 | メチル||二―|「一―|(五―フルオロペンチル)

|―|H―インダゾール―三―カルボキサミド|―三・三

|―|ジメチルブタノアート及びその塩類

二百―二百三十九 | (略)